

(別記)

令和5年度かすみがうら市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は筑波山の南麓に位置しており、飼料用米やれんこんを中心として地域の特性を活かした作物の本格的生産によるバランスのとれた土地利用型水田農業を展開しており、安定した水田農業の経営を図っている。

しかしながら、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少がみられ、今後は担い手の確保・育成を行うために、担い手を中心とした農業者を様々な角度から支援し、技術の提供、農地の集積・集約化、補助事業などを推進する。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

産地交付金を活用することで、生産コスト低減による収益力向上が期待できる。

農地の集積については、農家あてに水田営農実施計画書や通知等を発送する際に、チラシを同封し、農地集積を推進する。

また、水田を畑地化して、高収益作物の本作化に取り組む農家に対して、需要に応じた生産を促進することを目的として、畑地化促進事業を活用する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市の水田では水稻や湛水栽培の野菜であるれんこん等の生産が盛んであり、数年以上にわたって畑作物のみを生産し続けている水田は少なく、点在していると推測される。

畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等については、現地確認の際に点検し、その点検結果を踏まえて畑地化促進事業を活用し、地域として水田を有効活用していくことを目指す。

ブロックローテーションでは、各地区及び生産者の意見等を取り入れながら、需給のバランスを加味してローテーションする。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米は、生産数量目標に相当する数値に沿った作付面積を確保する。また、消費者及び実需者のニーズに応じた生産・販売を目的とした特色ある米づくりの推進を図る。

適期田植など基本5技術の励行による高品質米生産運動や、熟期の異なる品種の導入による作期分散、適切な施肥の徹底、大規模経営による低コスト・省力栽培の導入を図り、買ってもらえる米づくりを推進する。

(2) 備蓄米

取り組みなし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれるため、飼料用米の取組を推進する。特に、水田の条件等により、水稻以外の作付が困難な地域においても飼料用米を推進する。そのため、国からの水田活用の直接支払交付金を活用した支援をこれからも継続し、担い手による作付拡大を図っていくこととする。

また、畜産農家などから需要があり、飼料自給率を向上させる必要があるため、国からの水田活用の直接支払交付金を活用し、耕畜連携の取組の拡大を推進する。

加えて、実需者からの生産拡大及び安定供給の要請があるため、主食用米からの転換を進める。

イ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれるため、米粉用米の取組を推進する。そのため、国からの水田活用の直接支払交付金を活用した支援をこれからも継続し、担い手による作付拡大を図っていくこととする。

また、転作作物の中心と位置付けており作付け拡大を推進し、産地交付金を活用することで、生産コスト低減による収益力向上が期待できる。加えて、複数年契約については、出荷先との契約書等で確認し、作付状況の把握に努める。

ウ 新市場開拓用米

取り組みなし

エ WCS 用稲

飼料自給率の向上、自給的飼料利用による畜産農家の経営の安定、水田の有効活用のための取り組みを推進する。

オ 加工用米

取り組みなし

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は、実需者のニーズに即応した品質の向上・定着を図るため、適期播種・適期防除等の営農指導の徹底を図り推進する。

飼料作物は、畜産農家に提供することにより、耕種農家と畜産農家の連携を図る。

また、担い手による安定した生産の拡大を図る。

二毛作に対しては、国からの水田利活用の直接支払交付金を活用した支援をこれからも継続し、水田を高度利用して、取組農家の収益力向上を図っていくこととする。

(5) そば、なたね

そばについては、定期的な種子更新を推進し、収量・品質の安定化を図るとともに、担い手による安定した生産の拡大を図る。

(6) 地力増進作物（ソルガム、緑肥、蓮華）

地力増進作物については、緑肥等による土作りを行い、作付の拡大、生産性向上への取組の振興を図る。

(7) 高収益作物

野菜等の産地交付金を活用し、地域の振興作物及びその他の特産作物の生産・出荷を支援する。また、地域振興作物の主たる作物としてれんこんを推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
----------------	---	-----------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1118		1101		1101	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	206		211		211	
米粉用米	3		3		3	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	1		1		1	
加工用米	0		0		0	
麦	0		0		0	
大豆	0.5		0.5		0.5	
飼料作物	19	17	20	17	20	17
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	1.2		1.4		1.4	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	382.4		395.3		395.3	
・野菜	380		393		393	
・花き・花木	1		1		1	
・果樹	0.5		0.4		0.4	
・その他の高収益作物	0.9		0.9		0.9	
その他	0		0		0	
	0		0		0	
畑地化	323		81.25		81.25	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米・米粉用米 （基幹作物）	飼料用米・米粉用米の 収益力向上の取組加算	取組面積拡大	R4年度（209ha）	R5年度（214ha）
2	飼料作物 （基幹作物）	飼料作物の収益力向上 の取組加算	取組面積拡大	R4年度（19ha）	R5年度（20ha）
3	飼料用米 （基幹作物）	耕畜連携の取組加算	取組面積拡大	R4年度（36ha）	R5年度（38ha）
4	麦・大豆・飼料作物 （いずれも二毛作）	戦略作物の取組（二毛 作）	取組面積拡大	R4年度（17ha）	R5年度（18ha）
5	麦・大豆・そば （いずれも基幹作物）	麦・大豆・そばの収益 力向上の取組加算	取組面積拡大	R4年度（1.2ha）	R5年度（1.5ha）
6	高収益作物（別紙②のと おり） （基幹作物のみ）	高収益作物助成	取組面積拡大	R4年度（382.4ha）	R5年度（395.3ha）

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県 茨城県
名:

協議会名: かすみがうら市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	飼料用米・米粉用米の収益力向上の取組加算	1	6,000	飼料用米・米粉用米	作付面積1ha以上かつ農地の集積をしている人農地プランに掲げられた担い手、または、フレコン出荷のいずれかでの取組。
2	飼料作物の収益力向上の取組加算	1	2,000	飼料作物	農地の集積をしている人・農地プランに掲げられた担い手。
3	耕畜連携の取組加算	3	8,000	飼料用米	子実及び稲わらを飼料または飼料の種苗として利用。別紙「取組条件の詳細」の取組。
4	戦略作物の取組(二毛作)	2	8,000	麦・大豆・飼料作物	出荷業者との契約や戦略作物との組み合わせによる二毛作を行い、収穫・販売・利用すること。
5	麦・大豆・そばの収益力向上の取組加算	1	3,000	麦・大豆・そば	対象作物を作付けし、収穫・販売すること。
6	高収益作物助成(豆類、大豆を除く)	1	6,000	高収益作物(別紙②のとおり)	対象作物を作付けし、収穫・販売すること。
6	高収益作物助成(果樹)	1	4,000	高収益作物(別紙②のとおり)	対象作物を作付けし、収穫・販売すること。
6	高収益作物助成(野菜、花き、花木、苗木類)	1	2,500	高収益作物(別紙②のとおり)	対象作物を作付けし、収穫・販売すること。
6	高収益作物助成(れんこん、せり等)	1	2,000	高収益作物(別紙②のとおり)	対象作物を作付けし、収穫・販売すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

新規需要米生産性向上等の取組への加算

○取組条件の詳細（別紙①）

※次のうちいずれか1つ以上に取り組みれば加算の対象とします。

取組条件		具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・ 水稻種子の温湯種子消毒（60℃・10分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した田を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	1箱当たりの播種量を増やし（250～300g 程度）移植時の使用箱数を削減する	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	プール育苗	簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料(単肥配合を含む。)施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植える。	・ 作業日誌 ・ 栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例)あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・ 作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	可変施肥機の利用	収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
作業の効率化	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・ 計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・ 自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・ 作業日誌 ・ 出荷伝票
	連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・ 作業日誌 ・ 圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・ 使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手	各地域における農業の担い手あり、かつ農地の集積をしている。	・ 人・農地プラン ・ 営農計画書
飼料用米専用品種の導入		(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要綱（令和5年5月31日付）4農産第5189号）別紙1別表品種）いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特認品種（月の光、あきだわら）（全22品種）	・ 購入伝票 ・ 自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

(別紙②) 高収益作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)産のものとする。

○野菜

・山菜、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般。(2,500円/10a)

(上限単価:7,500円/10a)

・れんこん、せり(2,000円/10a) (上限単価:7,000円/10a)

○果樹(4,000円/10a) (上限単価:9,000円/10a)

果樹全般

※令和元年度から当該年度までに、新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした水田とする。

○花き・花木(2,500円/10a) (上限単価:7,500円/10a)

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般。

※令和5年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

○その他(6,000円/10a) (上限単価:11,000円/10a)

・小豆、落花生、いんげん、ささげ豆、そら豆(大豆を除く)